大館市環境マネジメントシステム
マ ネ ジ メ ン ト レ ビ ュ ー
次　第

日　時：令和４年１月２４日（月）
１１時００分～
会　場：応接室

１．開　会

２．本年度の運用状況報告

３．総括者指示

４．閉　会

○見直し関連情報（運用状況）総括表　（令和４年１月２４日）

	情 報 項 目	情 報 の 内 容 ・ 資 料 等
1	前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ（9.3）	・「ゼロカーボンシティ」（2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること）の実現に向け事業を精査すること ・新型コロナウイルスの蔓延を「リスク及び機会」に捉え、感染症対策と事業の継続強化を図ること ・「先導的共生社会ホストタウン事業」をＥＭＳに取り込み、充実を図ること
2	事項の変化（4.1～4.2／6.1） （１）ＥＭＳに関連した外部及び内部の課題 （２）順守評価を含む、利害関係者のニーズ及び期待 （３）著しい環境側面 （４）リスク及び機会	・令和３年３月見直し　環境影響評価書
3	全体及び部門別の環境目的・目標の達成度（6.2） （１）今年度の実施状況 （２）過年度の実施状況	・令和３年度　環境目標を達成するための計画策定
4	組織の環境パフォーマンスに関する情報 （１）不適合及び是正処置（10.2） （２）監視及び測定結果（9.1） （３）順守義務を満たすこと（9.1） （４）環境保全効果（9.1） （５）環境保全対策に伴う経済効果（9.1） （６）内部監査結果（9.2）	・令和３年度不適合及び是正処置状況 ・令和３年度環境マネジメントシステム法規制等順守報告書 ・令和３年度公布環境関連法令調査結果 ・環境マネジメントシステムに関する令和２年度の取組結果について ・令和３年度内部監査結果報告書
5	資源の妥当性（7.1／7.2）	・令和３年度教育・訓練実施内容 ・令和３年度教育・訓練実施状況
6	苦情を含む利害関係者からのコミュニケーション（7.4）	・令和３年度　相談対応記録簿
7	継続的改善の機会（10.3）	・令和３年度　第２四半期取り組み結果

大館市環境マネジメントシステムに関する運用状況

（令和４年１月２４日）

１．令和３年度 総括者見直し指示結果について（前回フォローアップ）

（１）「ゼロカーボンシティ」（２０５０年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること）の実現に向け事業を精査すること

２月１６日、県内で初となる「ゼロカーボンシティ宣言」を行った。３月にはこれを含めて環境基本計画及びエコプラン２１の改訂を行った。前回のマネジメントレビューで市長が重点方針としたことにより各部門から２５項目が環境側面として挙げられた。新しい事業としては、民有林への助成制度の実施や、公共建築、備品等の木質化推進など林政課の事業が目立った。１０月には、脱炭素社会の実現にむけ、市民や事業者、行政が一体となって取り組むための計画「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に着手した。２ヶ年計画の予定でゼロカーボンと地域活性化が両立する具体的な方策や方向性を検討し、実行計画の策定を目指していく。ＥＭＳの外部審査でも具体的施策が見えてこないと指摘があったこともあり、できるだけ早く具体的実施計画をつくり、ＥＭＳの環境目標が、市の最新の目標値として、管理できるようにしたい。

（２）新型コロナウイルスの蔓延を「リスク及び機会」に捉え、感染症対策と事業の継続強化を図ること

新型コロナウイルスは今年度になってもその勢いは衰えず、全市を挙げて早期のワクチン接種に取組んだ。６月から８月にかけてニプロハチ公ドームを会場に最大１日７，５００人規模という大規模集団接種を実施した。医師会・薬剤師会・看護協会・民間企業・地元学生等の協力があってこそ実施できたといっても過言ではない。その他、巡回接種や職域接種を行った結果、対象者に占める接種率は約９２％（令和４年１月１３日現在）となっている。

各部門においてどのような取組みがなされているのか、又はどのような取組みが可能か、予定も含め環境影響評価を実施した。飛沫感染防止用アクリル板設置、リモート会議は、もはや当たり前のこととなった。今年は事業を中止することなくオンライン事業を開催する部署もあった。変異株であるオミクロン株が流行の兆しをみせている現状では、気を緩めることなく今後も感染症対策と事業の継続強化を図っていく必要がある。

（３）「先導的共生社会ホストタウン事業」をＥＭＳに取り込み、充実を図ること

2020年に県内初となる先導的共生社会ホストタウンに認定されたことを受け、都市計画課では、バリアフリー方針を市町村が定めるマスタープランに基づき市内４カ所を重点整備地区に設定した。今後は教育啓発などを含む特定事業計画も定めて具体的に進めていく。スポーツ振興課では、心のバリアフリーについて、市民になじみのボッチャを通じ、障害者スポ

ーツへの理解を促している。市民交流会の開催、小学校の正課クラブにも導入。東京パラリンピックの団体で金メダルを獲得したタイ選手団との交流も続けている。福島市で開催された全国の共生社会ホストタウンサミットに参加し、市長や地域おこし協力隊がタイ選手団との交流事例を発表した。また、東京パラリンピックにおけるタイ王国との様々な交流事業が評価され、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣から「ホストタウン交流表彰」を受けた。

今後も全ての人が人格や個性を尊重し合い、支え合う「共生社会」の実現を目指していく。

２.事項の変化について

（１）ＥＭＳに関連した外部及び内部の課題

新型コロナウイルスが今年度も猛威を振るい、感染拡大のたびに緊急事態宣言の発令が繰り返された。都内の感染者が急増する中、菅前政権は東京オリンピック開催へと突き進んだ。「第５波」では医療体制が逼迫し、自宅で亡くなる人が増えた。国の感染対策が後手に回り、地方から不満が出され、ワクチン接種でも国と地方の溝が目立った。感染症対策の切り札と位置付けられたワクチン接種であったが、ワクチン供給が停滞し、接種を取り止める自治体が相次ぐなど現場は一時的に混乱した。一旦感染者数が減り終息したかのように思えた新型コロナウイルスであったが、新変異株オミクロン株の確認後から感染者数が再び増加している。今後の爆発的拡大に備えた医療体制の確保が課題となっている。

コロナ拡大やテレワークの普及に伴い、東京を離れる動きが続いたが、転居先は東京都の近郊が目立った。「東京圏」への一極集中を是正するとの政府目標の達成は遠く、地方は人口減少が続いている。地方のデジタル化を進め、豊かで便利な暮らしを実現することで都市部との生活格差を縮小し、地方の活性化につなげる狙いの「デジタル田園都市国家構想」が始動した。今後、オンラインによる遠隔医療やスマート農業を推進するほか、デジタル化の基盤となる第５世代（５Ｇ）移動通信システムの基地局整備などを急ぐとしている。

環境に関して言えば、菅前政権の看板政策の一つが「脱炭素社会」の実現だった。４月の気候変動サミットでは、３０年度の温室効果ガス削減目標をそれまでの「１３年度比２６％減」から「４６％減」まで大幅に引き上げる国際公約を示した。菅政権から引き継いだ岸田政権の主要政策として①新型コロナウイルスへの対応、②新しい資本主義、③外交・安全保障、④災害対応を掲げた。成長戦略として、引き続きカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入促進、自動車の電動化推進、クリーンエネルギー戦略を策定するとしている。昨今、脱炭素社会に向け、ゼロカーボンシティ宣言をする自治体が増えつつあり、令和３年１２月末時点で表明した自治体は５１４自治体となっている。

内部の課題としては、「市民に親しまれ、安心して暮らせる、街の拠点となる庁舎」を基本理念として建設された新庁舎での業務を５月から開始した。その新庁舎を含めた桂城公園の修景計

画があり、街歩きの拠点として期待される。ウィズコロナの観光振興として、多くの自治体や団体と連携し、多様で魅力ある観光ルートの実現に向け取り組み、交流人口の拡大に向けた施策を講じていく必要がある。また、県内初となるゼロカーボンシティ宣言をした本市であるが、新庁舎における、ＣＯ２排出量は、集約廃止された施設利用分を勘案しても大幅に増えている。下半期は降雪期間が長く、暖房に係るエネルギー使用量が多くなるため、今後のＣＯ２排出量に注視していきたい。大館市のゼロカーボンの達成には、市民や民間企業を含む市全域でのＣO2排出抑制が必要であり、再生可能エネルギーの地産地消や、基幹産業の活性化、新事業の創出などゼロカーボンを成長戦略として捉える必要がある。

新たな動きも加速している。一つ目は、官民連携組織スポーツコミッション大館の設立である。スポーツと観光を結び付けたスポーツツーリズムの推進による地域活性化、運動機会の創出による市民の健康や生きがいづくりのほか、理念から資金調達まで官民が一緒に取り組むことを求めているものであり、これからの公共施設の在り方を考えるきっかけにしたい。

二つ目は、「大館駅インランドデポ構想」である。大館貨物駅を拡張し、コンテナヤードや保税蔵置場などの整備を支援するため、企業、地元団体、行政の連携による大館駅インランドデポ推進協議会を１２月１０日に設立した。この取組により、北東北及び南北海道の物流が変革し、域内企業の競争力向上や地域への大きな経済波及効果が見込まれる。

長引くコロナ禍により社会全体が疲労。ワクチン接種が進んだことにより、外食、観光地に客足が戻りつつある中での新型コロナウイルス変異株の感染拡大である。「普段からの備え」と「未来予測」が求められているが、災害対応だけに留まらず、今後打ち出されていく各種計画と環境マネジメントシステムとの連携は、計画を確実に達成するための有効な手段となる。

（２）順守義務を含む、利害関係者のニーズ及び期待

本市の利害関係者には、市役所に在籍する職員等を含めた市民や役務提供を行う事業者、国県や近隣市町村などがある。環境問題は子育て、雇用問題に次いで市民の関心が高く、関係法令についても順守して当たり前であるという意識が醸成されており、市単独の方針だけで終わらないものも多い。市では各種法令が定める環境（数値）基準及び協定等を遵守し、不適合が生じた場合には原因の究明とその後の対策を確実に講じるようにしている。

（３）著しい環境側面

令和３年２月に定期見直しによる環境影響評価を実施した。著しい環境影響側面として「環境影響評価表」に登録されたものはすべて、令和３年４月からの実施として管理方法を定め、目標管理や監視・測定等を行っている。

（４）リスク及び機会

本市環境マネジメントシステムにおけるリスク及び機会は、市の課題や利害関係者のニーズ及び期待の中から「第２次新大館市総合計画」において課題とした事項と連動し決定している。令和３年度は５分野から１５項目を「取組むリスク及び機会」としており、その内容は下記のとおりである。今年度に向けた市長指示について各部門に環境影響評価をするよう依頼した。

これらの項目は、環境方針の理念を考慮しつつ積極的に事業を展開することで望ましくない影響の低減や防止に繋げ、継続的に改善を図ることで域内のみならず地球環境の保全や持続可能な世界を実現するための目標（ＳＤＧｓ）の達成に寄与するものとなる。変化がある場合は環境管理総括者に報告する。

市の課題、利害関係者のニーズ及び期待		取組むリスク及び機会
１	安心・安全に対する関心の高まり	市民の健康を増進する
		大規模災害発生への備え
		感染症対策と事業の継続強化
２	環境保全への取組み	森林育成（里山の整備）
		環境負荷の軽減を考慮した地域産業育成
３	人口減少と少子高齢化社会の進行	交流人口の拡大・移住者の招致
		少子化に伴う地域の衰退
		高齢化に伴う医療費の増大
		基幹産業の担い手減少
４	地球温暖防止・循環型社会への取組み	ゼロカーボンシティ実現のための取組み
		異常気象の常態化
５	持続可能なまちづくり	フードロスの削減
		先導的共生社会ホストタウンを実現するまちづくり
		新たな産業（雇用）の創出
		EDS（持続可能な開発のための教育）の充実

３．全体及び部門別の環境目標の達成度について

令和３年度に設定した環境目標は、第２四半期末時点で、おおむね計画どおり進行している。

なお、平成２９年度からの過去５年度分の達成状況も含め、以下のとおりとなる。

（１）今年度の実施状況

今年度は、「リスク及び機会」に関連し取り組むこととした環境目標が３２項目、「事務分掌」から著しい環境側面となり環境目標として管理することとしたものが４０項目の合計７２項目が目標化され、昨年度（７０項目）よりも更に増加した。第２四半期を終えた時点で事業の実施

がない１項目を除くと、６９項目で目標を達成し、２項目で未達となっている。未達の２項目については、事業の推移を監視しつつ見直しを図るかどうかを検討中である。

なお、上述したように「リスク及び機会」からの環境目標が３２項目設定されたが、令和３年度の総括者指示事項でもあった「ゼロカーボンシティ」「感染症対策」「先導的共生社会」に関連する目標に加え、スポーツツーリズムの推進など内容は多岐に渡っており、第２次新大館市総合計画にある活動指標や目標値に沿うような取組みが意識されている。

年度 / 環境方針	令和３年度上半期まで					
	目標数			達成数		
	リスク及び機会	事務分掌	計	リスク及び機会	事務分掌	計
環境汚染の防止	2	20	22	2	18 (実施なし1)	20 (実施なし1)
自然と共生し、安全・安心に暮らせるまちづくり	14	12	26	13	12	25
持続可能なまちづくり	16	8	24	16	8	24
計	32	40	72	31 (96.9%)	38 (97.4%)	69 (97.2%)

※達成率は事業の実施がない件数を含まず算出

なお、第２四半期までに環境目標を変更（見直し）した内容は以下のとおりである。昨年と同様に新型コロナウイルスの影響を受けたものや、当初計画に考慮されていなものとなっている。

環境目標	実行部門	当初目標	見直し後目標	見直し理由
各施設（本庁、三ノ丸庁舎、比内総合支所、田代総合支所以外）の水使用量	生涯学習課 (有浦児童会館)	299㎥	358㎥	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手洗いや施設内清掃で使用量が増えたため
各施設（本庁、三ノ丸庁舎、比内総合支所、田代総合支所以外）の廃棄物の分別を推進し、排出抑制のための種別排出量	生涯学習課 (有浦児童会館分館)	118kg	157kg	新型コロナウイルス感染拡大防止対策や夏季高温下での外遊びの減少により、工作やイベント等に伴う廃棄物排出量が増加
事務用紙の使用量	スポーツ振興課	75,000枚	87,000枚	オリンピック関連事業で使用量が増え、今後も新規事業の予定があり増加が見込まれるため
廃棄物発生量の抑制	観光課	当初事業計画（月別）の内容見直し		当初計画した際に新庁舎移動で発生する廃棄物分を計上していなかったため

（２）過年度の達成状況（平成２９年度～令和２年度）

年度 環境方針	平成29年度		平成 30 年度		令和元年度		令和２年度	
	目標数	達成数	目標数	達成数	目標数	達成数	目標数	達成数
環境汚染の防止	17	16	17	17	20	17	23	20
自然と共生し、安全･安心に暮らせるまちづくり	16	15	19	19	23	19	27	24
持続可能なまちづくり	10	9	11	10	18	14	20	18
計	43	40 (93.0%)	47	46 (97.9%)	61	50 (82.0%)	70	62 (88.6%)

令和元年度は82.0％とやや落ち込んだが、令和２年度は88.6％の達成率となっている。その年度において目標とするものが異なり、未達成となる項目にも変動があるものの、リサイクル率や合併処理浄化槽設置基数、水洗化戸数などが比較的未達成となることが多いが、令和２年度はそれに加え、暖房用灯油使用量や水使用量、３Ｒ啓発イベント動員人数が未達となり達成率が低くなった。目標の立て直しが難しい側面もあるとは思うが、自らが設定する目標をどうすれば達成できるか「分析・評価」することが肝要のため、事務局においても状況の推移を注視し検証を促していきたい。

４. 組織の環境パフォーマンスについて

（１）令和３年度「環境目標」の監視及び測定結果による不適合発生状況

・課別の未達成状況（不適合是正処置・予防処置実施）

No.	環境目標	目標数値	実　績	増　減	所管課
1	グリーン適用商品等の購入（対金額）	90%	24%	▲66%	（予防）環境課
			88%	▲2%	（予防）土木課
	グリーン適用商品等の購入（対件数）	90%	85%	▲5%	（予防）子ども課
			87%	▲3%	（予防）土木課
			83%	▲7%	（予防）歴史文化課
2	水使用量の抑制	74.0㎥	79.0㎥	5.0㎥	（是正）生涯学習課（有浦児童会館）
		70.0㎥	154.0㎥	84.0㎥	（是正）生涯学習課（矢立公民館）
		70.0㎥	188.0㎥	118.0㎥	（是正）生涯学習課（田代公民館）
3	廃棄物の発生抑制	160.0kg	201.kg	41.0kg	（予防）観光課（三ノ丸庁舎）
		32.0kg	33.5kg	1.5kg	（是正）生涯学習課（釈迦内児童センター）
		21.0kg	25.0kg	4.0kg	（是正）生涯学習課（有浦児童館分館）
4	事務用紙使用量の抑制	27,000枚	29,700枚	2,700枚	（予防）スポーツ振興課
5	産業廃棄物の適正管理	10.0kg	12.0kg	2.0kg	（予防）健康課（急患センター）

第２四半期経過時点ではあるが、「是正処置（３カ月連続目標未達成）」となった部門があった。水使用量の抑制、廃棄物発生の抑制が是正、予防処置の対象となった原因は、新型コロナウイルスによる感染対策という特徴がある。

予防を講じたものの、その後の事業計画立て直しや事務量等などで達成が明らかに困難な目標については３（１）にあるように見直しを図っている。

（２）令和３年度「法順守事項」の監視及び測定結果による不適合発生状況

・林政課（市民の森休憩所）

浄化槽の保守点検　令和3年6月　水素イオン濃度（PH値）　2.4（基準値5.8～8.6）

・下水道課（麓西地区農業集落排水処理施設）

浄化槽の水質測定　令和3年4月8日　水素イオン濃度（PH値）　5.0（基準値5.8～8.6）

・下水道課（公共下水道特定事業場）

浄化槽の水質測定　令和3年5月20日　水素イオン濃度（PH値）　10.2（基準値5.8～8.6）

・市民課（小柄沢墓園センター）

浄化槽の法定検査	令和3年9月	溶存酸素量	測定不能	（基準値合併1.0mg/L以上）
		透視度	14度	（基準値20度以上）
		BOD値	44mg/L	（基準値10mg/L以下）

以上、３部門４施設で不適合があり是正処置がとられている。４施設とも浄化槽に関連した不適合である。1件は法定検査時に判明しており、ほか3件は保守点検時の水質検査で判明したものである。今後も保守点検業者と密な連携を図って原因究明及び是正を行い、再発防止策を講じていかなければならない。

なお、本年度の外部審査において、基準外れになっているにも関わらず、その対応や評価について明確にされていないと指摘があった。このことにより環境目標等資料集を改定し、市の水質基準、評価基準を明確にし１０月より対応している。

（３）順守義務（法令制定・改廃された関係法令）

前回のマネジメントレビューからこれまでに、本市環境マネジメントシステムに関連する法改正は下記のとおりとなっている。

・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として、今年6月に公布され、令和４年４月１日施行期日の改正法である。今回の改正により、これまで都道府県及び指定都市等で策定義務

とされていた「地方公共団体実行計画（区域施策編）」が、指定都市等以外においても努力義務として明記された。また、すべての地方公共団体において「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に基づく自らの温室効果ガス排出量の削減のみならず、区域における排出量の削減も求められることになる。実行計画の策定のほか、住民・事業者等区域のステークホルダー（利害関係人）の協議の場の設置、脱炭素化事業の認定など、地方公共団体は区域の脱炭素化の牽引役として大きな期待を寄せられている。「事務事業編」（当市ではエコプラン２１）の率先実行と合わせ、これまで以上に自家消費、域内消費を前提とした計画的な再エネ導入が求められている。見直し指示結果（1）にもあったように、市では「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に着手している。

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化する必要があることから、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進することを目的として公布され、令和４年４月１日の施行予定となっている。市町村の努力義務として、区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努め、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされた。今後、市としての取組みを検討していく必要がある。

環境マネジメントシステムは、環境法令を遵守することが基本となるため、国や県の動向には常に目を向け、情報の収集に努めていく。

（４）環境保全効果（令和３年度上半期実績）

二酸化炭素排出量は平成２５年度比で約１０２トンの増となった。なお、令和２年度より改定後の地球温暖化防止実行計画の削減基準年である平成２５年度と比較している。

№.	エネルギー		25年度上半期使用量	３年度上半期使用量	対25年度差引削減量	二酸化炭素削減量
1	プロパンガス使用量		505.0㎥	188.7㎥	316.3㎥	1,890.20kg
2	公用車燃料使用量	（ガソリン）	29,403.6Ｌ	30,668.5Ｌ	▲1,264.9Ｌ	▲2,934.56kg
		（軽　　油）	22,546.8Ｌ	13,271.6Ｌ	9,275.2Ｌ	23,930.01kg
3	暖房用灯油使用量	（灯　　油）	14,578.0Ｌ	13,300.0Ｌ	1,278.0Ｌ	3,182.22kg
4	電力使用量		476,084.0Kwh	722,233.0Kwh	▲246,149.0Kwh	▲127,751.33Kg
					二酸化炭素削減量合計	▲101,683.46kg

（５）環境保全対策に伴う経済効果（令和３年度上半期実績）

各種環境活動を環境マネジメントシステムで管理・運用した結果、平成２５年度対比で約２５８万円の経費増となっている。前項同様、経済効果についても令和２年度より基準年度を平成２５年度としている。プロパンガス及び軽油の使用に由来する効果がマイナスとなっているが、新庁舎に移転したことにより電力使用量が増加している。なお、平成２６年度からは電気自動車導入によるガソリン車との燃料比較をしており、約９万円程度の経費削減（令和３年度上半期時点）があると算定している。

（６）令和３年度内部監査による指摘事項

監査は３９部門で実施され、評価は上記のとおりである。

区分 実施日	適　　合	重大な不適合	軽微な不適合	観 察 事 項
５月１１日～６月３日	３５部門	―	４部門	―

不適合の内容については以下のとおりである。

区分	被監査部門	指摘事項	是正処置
軽微な不適合	福祉部 子ども課	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急的に実施されることになった国事業について、環境影響評価書への記載がされていない。	環境影響評価を行った。
	観光交流スポーツ部 移住交流課	感染症対策説明会等を行っており、これは感染症対策と事業の継続強化にあたると思われるが、プラス側の評価として環境影響評価書に記録されていない。	感染症対策と事業の継続強化を追加し、環境影響評価を行った。
	観光交流スポーツ部 スポーツ振興課	目標が２カ月間連続未達となったが、予防措置記録書の作成をしていなかった。	不適合是正処置・予防処置記録書を作成した。
	建設部 土木課	除雪ステーション比内が環境影響評価から漏れていた。	監視測定手順書等を策定し、監視測定を開始した。

５.資源の妥当性について

令和３年度の力量についてであるが、環境管理目標等資料集の「対象者別力量要件一覧」にある者は、その力量を備えるため、公的資格を取得、または各種講習を受講していることを、所管課からの資格等確認報告書により確認済みである。

教育・訓練については、「環境教育・訓練実施要綱」の規定に基づき特定、実施している。実施状況については令和３年７月７日付「教育・訓練実施状況報告」で報告済である。

６.苦情を含むコミュニケーションについて

（１）前回マネジメントレビュー以降に市民等から寄せられた主な環境関連の相談等

№.	受付年月日等	申出者及び内容	対応処置等
1	令和3年4月19日 （環境課）	長木川南6番地のごみステーションに冷蔵庫が投棄された。	当該冷蔵庫を寄せごみステーション敷地を確保した。
2	令和3年6月22日 （市民課）	市民からの不審電話に関係する問い合わせ（収受）について 5月収受件数：1件	保険課で対応。保険年金課を名乗る者からの電話。年金の支払手続きに関するもので、個人情報の聞き取りをされATMへ誘導されおり、詐欺だと思われるため注意する旨を伝えている。

（２）緊急事態（利害関係者からのコミュニケーション）

大館警察署より特殊詐欺について注意喚起があり、市民課において「大館市公式くらしとごみアプリ」に掲載して、市民へ周知した。

ただ、「緊急事態に備えるための訓練」について、外部審査機関からは緊急連絡順を記した書面だけ配布して終わりとするのではなく、発生が想定される場所で、対処手順に問題がないかどうかまでを見極めないと有効性のあるものにならないとの指摘を受けている。事務局においても毎年行っている年度初めの研修で各部門の責任者等に対し依頼してきたところではあるが、繰り返し周知を図りたいと考えている。

７.継続的改善の機会

令和２年度末までに目的・目標で是正が図られたものについては、令和３年度に実施するにあたり、いずれも目標値の見直しや業務の改善が行われており、第２四半期経過時点で更に見直しや是正された項目については「３.全体及び部門別の環境目標の達成度について」にあるとおり。部門別の目標値見直しが図られているが、全体の数値目標に変更はない。

なお、市の環境マネジメントシステムには、環境管理委員会がある。環境管理責任者を委員長とし、部課長級からなる実行部門の長で構成されているが、実行部門の実施状況を適宜報告し、改善に向けた協議を図れる機会を持てるようにするのが今後に向けた課題である。

令和４年度　ＥＭＳ運用における重点方針
（定時マネジメントレビュー）

○　**ゼロカーボンシティの実現に向けて、事務事業における CO2 排出をライフサイクルの視点で捉え精査すること**

○　**新型コロナウイルスの蔓延を有事ととらえ、ウィズコロナ時代を見据えた経済社会活動の活性化と、レジリエンスな体制を構築すること**

別記様式（第２条関係）

環境管理総括者見直し記録書

<table>
<tr><td>見直し
日　時</td><td colspan="2">令和４年１月２４日（月）
１１：００～１１：５５</td><td>場 所</td><td>応接室</td></tr>
<tr><td>説明者
（立合者）</td><td colspan="4">環境管理責任者：名村　伸一　　環境管理事務局長：成田　学
事務局：黒田　一志、高橋　勉、成田　修、工藤　忍</td></tr>
<tr><td rowspan="8">見 直 し
関連情報</td><td colspan="2">情報項目</td><td colspan="2">情報の内容・資料等</td></tr>
<tr><td>1</td><td>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ（9.3）</td><td colspan="2">・令和３年度見直し指示事項</td></tr>
<tr><td>2</td><td>事項の変化（4.1～4.2／6.1）
（1）ＥＭＳに関連した外部及び内部の課題
（2）順守評価を含む、利害関係者のニーズ及び期待
（3）著しい環境側面
（4）リスク及び機会</td><td colspan="2">・令和３年３月見直し　環境影響評価書</td></tr>
<tr><td>3</td><td>全体及び部門別の環境目的・目標の達成度（6.2）</td><td colspan="2">・令和３年度環境目標を達成するための計画策定</td></tr>
<tr><td>4</td><td>環境パフォーマンスに関する情報
（1）不適合及び是正処置（10.2）
（2）監視及び測定結果（9.1）
（3）順守義務を満たすこと（9.1）
（4）環境保全効果（9.1）
（5）環境保全に伴う経済効果（9.1）
（6）内部監査結果（9.2）</td><td colspan="2">・令和３年度不適合是正状況
・令和３年度環境マネジメントシステム法規制等順守報告
・令和３年度公布環境関連法令調査結果
・令和３年度第２四半期取組結果
・内部監査結果報告書</td></tr>
<tr><td>5</td><td>資源の妥当性（7.1／7.2）</td><td colspan="2">・7.2力量については、資格等確認報告書により確認済であることを報告
・令和３年度教育・訓練実施内容
・令和３年度教育・訓練実施状況</td></tr>
<tr><td>6</td><td>外部及び内部からの苦情を含む利害関係者からのコミュニケーション（7.4）</td><td colspan="2">・令和３年度相談対応記録簿</td></tr>
<tr><td>7</td><td>継続的改善の機会（10.3）</td><td colspan="2">・令和３年度第２四半期取組結果</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">総括者
見直し
指示事項
等</td><td>見直し項目</td><td>指示事項等</td></tr>
<tr><td>1　適切性、妥当性及び有効性
2　継続的改善の機会
3　変更の必要性に関する決定
4　環境目標未達成時の処置
5　他事業プロセスとの統合を改善するための機会
6　市の戦略的方向性</td><td>別紙「環境管理総括者指示総括表」のとおり</td></tr>
<tr><td>見直しの
概　　要</td><td colspan="2">別紙「環境管理総括者指示総括表」のとおり</td></tr>
<tr><td>事務局の
対応方針</td><td colspan="2">別紙「環境管理総括者指示総括表」のとおり</td></tr>
</table>

作成年月日
令和４年１月２７日

別紙１

環境管理総括者指示総括表

（令和４年１月２４日実施）

見 直 し 項 目	指　示　事　項	事務局の対応・方針
１ 適切性、妥当性及び有効性	リスク及び機会で取り組むこととした項目を適切に進行管理すること	「リスク及び機会」で取り組む項目を総括者指示を反映させたものに改め、各部門に周知する。
２ 継続的改善の機会	変更の指示なし （有効に機能している）	予算編成時期までに、本年度上半期までの運用状況をもとにマネジメントレビューを行う。
３ 変更の必要性に関する決定	変更の指示なし （有効に機能している）	外部審査機関の指摘を踏まえ、所要の改正を図る。（令和４年度計画分から対応する。）
４ 環境目標未達成時の処置	変更の指示なし （適正に運用・維持されている）	法律の施行や改正の情報を適宜確認し、順守義務に変更がないか、新規に特定する必要がないかのチェックを行うとともに、是正の仕組みの周知を図る。 目標設定事項の未達成については、未達成となった原因を分析、特定し、所要の改善を図る。
５ 他事業プロセスとの統合を改善するための機会	インランドデポ構想の推進やモビリティを選択することにより、ゼロカーボンに結びつけること	前年度まで取り組んだ環境目標（リスク及び機会に関連するものも含む）について達成状況等を考慮して見直し、引き続き取り組むものを選別する。 各種事業をＥＭＳに紐づけ、環境影響要素に反映させる。 これらの事業を「リスク及び機会」に拾いあげ、令和４年度の計画策定時に周知。部門単位でエネルギー使用に伴うCO2排出及び吸収について環境影響評価し、目標化できるものを洗い出す。 有事におけるリスクを最小限に抑制する為の体制を構築する。
６ 戦略的方向性の示唆	①ゼロカーボンシティの実現に向けて、CO2の排出抑制のみではなく、森林による吸収量の活用を検討し他事業との連携を図ること ②新型コロナウイルスの感染症対策を講じるとともに、ウィズコロナ時代を見据えた事務事業を推進すること	